法規的告示

○こども家庭庁厚生労働省告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年八月三十一日

こども家庭庁長官　藤原　朋子
厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表 1　購入基準 (1)～(6)　（略） (7)　電動車椅子 （略） ア・イ　（略） ウ　本体価格	別表 1　購入基準 (1)～(6)　（略） (7)　電動車椅子 （略） ア・イ　（略） ウ　本体価格
名称 / 区分 / 上限価格（円） / 備考 標準形 / 低速用 / 534,900 / （略） 中速用 / 552,500 簡易形 / 切替式 / 433,200 / （略） アシスト式 / 453,800	名称 / 区分 / 上限価格（円） / 備考 標準形 / 低速用 / 486,300 / （略） 中速用 / 502,300 簡易形 / 切替式 / 393,900 / （略） アシスト式 / 412,600
エ・オ　（略） (8)　（略） 2・3　（略）	エ・オ　（略） (8)　（略） 2・3　（略）

○総務省告示第三百二十号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年総務省令第五十一号）第十一条及び第十八条の規定に基づき、令和八年総務省告示第百五十号（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令の規定に基づき、機能要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日を定める告示）の一部を次のように改正する。

令和八年八月三十一日

総務大臣　林　芳正

第三条第二号中「及び別表第四十七の二」を削り、同条第十五号中「及び別表第六十の二」を「から別表第六十の三まで」に改め、同条第四十五号中「別表第九十」の下に「及び別表第九十の二」を加え、同条第四十六号中「別表第九十一」の下に「及び別表第九十一の二」を加え、同条第六十七号中「及び別表第百十二の二」を「から別表第百十二の三まで」に改め、同条第七十五号中「別表第百二十」の下に「及び別表第百二十の二」を加え、同条第七十八号中「及び別表第百二十三の二」を「から別表第百二十三の三まで」に改める。

第四条第六号中「及び別表第百三十一の二」を「から別表第百三十一の三まで」に改め、同条第七号中「及び別表第百三十二の二」を「から別表第百三十二の三まで」に改め、同条第八号中「及び別表第百三十三の二」を「から別表第百三十三の三まで」に改め、同条第九号中「及び別表第百三十四の二」を「から別表第百三十四の三まで」に改め、同条第十号中「及び別表第百三十五の二」を「から別表第百三十五の三まで」に改め、同条第十一号中「及び別表第百三十六の二」を「から別表第百三十六の三まで」に改め、同条第十二号中「及び別表第百三十七の二」を「から別表第百三十七の三まで」に改め、同条第十三号中「別表第百三十八」の下に「及び別表第百三十八の二」を加え、同条第十四号中「別表第百三十九」の下に「及び別表第百三十九の二」を加える。